

資料 2 - 2

日 薬 業 発 第 235 号

令 和 7 年 9 月 22 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 渡邊 大記

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を
改正する告示（案）、第四条第三項第四号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する
特定要指導医薬品を定める件（案）及び第四条第六項の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する要指導医薬品を定める件（案）」に関する
御意見の募集への意見提出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課による薬事審議会要指導・一般用医薬品部会で要指導医薬品、特定要指導医薬品及び期間を定めない要指導医薬品の指定に係る妥当性が評価された成分（「レボノルゲストレル（内用剤に限る。）」）について意見募集を開始したことにつきましては、令和7年9月5日付け日薬業発第 204号にてお知らせしたところです。

この意見募集に対し、本会から別紙のとおり賛成の旨、意見を提出しましたのでお知らせいたします。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示（案）に関する御意見の募集について

提出日：令和7年9月16日

[法 人 名] 公益社団法人 日本薬剤師会
[所 在 地] 〒160-8389
東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階
[電 話 番 号] 03-3353-1170
[意 見]

本会は、今般のレボノルゲストレル（内用剤に限る。）を要指導医薬品に指定することに伴う改正について、賛成である。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第三項第四号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定要指導医薬品を定める件（案）に関する御意見の募集について

提出日：令和7年9月16日

[法 人 名] 公益社団法人 日本薬剤師会
[所 在 地] 〒160-8389
東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階
[電 話 番 号] 03-3353-1170
[意 見]

本会は、今般のレボノルゲストレル（内用剤に限る。）を特定要指導医薬品に指定することに伴う改正について、適正使用の観点から賛成である。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品を定める件（案）に関する御意見の募集について

提出日：令和7年9月16日

[法 人 名] 公益社団法人 日本薬剤師会
[所 在 地] 〒160-8389
東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階
[電 話 番 号] 03-3353-1170
[意 見]

本会は、今般のレボノルゲストレル（内用剤に限る。）を法第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（期間を定めない要指導医薬品）に指定することに伴う改正について、適正使用の観点から賛成である。